

令和2年4月9日

【追加協力要請】新型コロナウイルスの緊急事態宣言について

株式会社ユニアワークスの皆様におかれましては、先般の新型コロナウイルス対策についての協力要請にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

しかしながら、残念なことに 令和2年4月7日、国は、緊急事態宣言を発令し、緊急事態処置を実施すべき期間を5月6日まで行う基本方針を示しました。

当社としましては、前回3月27日にも協力要請の対応をしておりましたが、今回の宣言を受け緊急事態処置を実施する期間は、協力要請に関しましても期間延長をさせて頂く事を決定いたしました。社員の皆様には、これまで以上のご不便をおかけ致しますが、感染防止対策に、一層のご理解とご協力をお願い致します。

1、協力要請理由

前回発令と同様ですが、あくまでも当社の社員の皆様が起点での感染は、絶対防ぐ覚悟でお願い致します。

2、要請期間

令和2年4月11日～5月10日迄（緊急事態宣言が伸びた場合は再検討します。）

3、要請内容（以下の場合厳重に避けてください）

- ① 派遣先、委託先ロケーション出勤や生活必需品の購買に関わらない不要不急の外出
- ② 「3つの密」が避けられない会場や施設への入場 ※施設の範囲は、国と東京都で決めた範囲に準じますが、特に（居酒屋、ナイトクラブ、パブ、キャバレー、風俗店、パチンコ店、雀荘などは仮に店が開いていても絶対避けて下さい）
- ③ 2名以上での会食への参加（家族の場合は除く）（
- ④ 休養などで出かける場合は、感染発覚を考え、時系列を作成して下さい。
- ⑤ 帰宅時、調理の前後、食事前には、こまめ石鹸やアルコール消毒液で手洗いをして下さい。
- ⑥ 出勤などの必要な移動時にはマスクを着用して下さい。できない方は、ティッシュやハンカチで口をふさいでください。

以上以外にも、東京都の処置に準じてください。（住居が東京都以外でも社員には適用）

以上が、守れず勝手な行動で感染発覚した上で、行動を隠蔽、自系列に虚偽がある場合などは、社員としての罰則を検討します。

尚、関連ホームページを下記に記載しますので、参考にしてください。

(関連ホームページ)

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省 コロナウイルス感染症対策サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

東京都 コロナ対策関連サイト

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/flow>

以上、皆様のご協力をお願い致します。

株式会社 ユニアワークス
代表取締役社長 宮沢周

